

## 議案第 7 1 号

公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 8 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関  
する条例

(北本市勤労福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 北本市勤労福祉センター設置及び管理条例 (昭和 5 3 年条例第  
3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育  
委員会 (以下「教育委員会」という。) が指定するもの (以下「指  
定管理者」という。) にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等 (設備及び備品を含む。以下同じ。) の利用  
の許可に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務  
第20条を第28条とする。

第19条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第27条とする。

第18条を削る。

第17条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「ところにより、使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収入)

第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第26条 指定管理者は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

第16条を第23条とし、第15条を第22条とする。

第14条中「センターの利用者」の前に「指定管理者又は」を加え、「その利用中に」を削り、同条を第21条とする。

第13条中「同様」を「、同様」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第20条とする。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しな

なければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第7条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第2号中「第8条」を「第16条」に改め、同項第3号中「第9条」を「第17条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市及び指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第19条とする。

第11条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第9条を第16条とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「同様」を「同様」に改め、同条第2項中「前項の許可は、当該」を「指定管理者は、前項の」に、「一に」を「いずれかに」に、「これ」を「当該許可」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「（設備及び備品を含む。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報 の 適正管理）

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第6条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第12条とする。

第5条第3号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要

と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第4条の次に次の6条を加える。

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) センターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取

り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項（業務報告の聴取等）

第9条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

別表中「第17条関係」を「第24条関係」に、「勤労福祉センター使用料」を「勤労福祉センター利用料金の上限額」に改め、同表備考中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

（北本市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正）

第2条 北本市コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

第20条を第28条とする。

第19条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第27条とする。

第18条を削る。

第17条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「ところにより、使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金の収入）

第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の免除）

第26条 指定管理者は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

第16条を第23条とし、第15条を第22条とする。

第14条中「センターの利用者」の前に「指定管理者又は」を加え、「その利用中に」を削り、同条を第21条とする。

第13条中「同様」を「、同様」に改め、同条を同条第2項とし、

同条に第1項として次の1項を加え、同条を第20条とする。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しななければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第7条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第2号中「第8条」を「第16条」に改め、同項第3号中「第9条」を「第17条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市及び指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第19条とする。

第11条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第9条を第16条とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「同様」を「同様」に改め、同条第2項中「前項の許可は、当該」を「指定管理者は、前項の」に、「一に」を「いずれかに」に、「これ」を「当該許可」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「（設備及び備品を含む。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報 の 適正管理）

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第6条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条

を第12条とする。

第5条第3号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第4条の次に次の6条を加える。

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) センターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項  
(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

別表中「第17条関係」を「第24条関係」に、「コミュニティセンター使用料」を「コミュニティセンター利用料金の上限額」に改め、同表備考中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第3条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、公民館の管理上必要と

認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会は、事情により」を「教育委員会が必要と認めるときは、」に改める。

第8条第1項に後段として次のように加える。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第8条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第19条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

第22条を第31条とし、第21条を第30条とし、第20条を第29条とし、第19条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第20条 公民館及び荒井公園の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館及び荒井公園の施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館及び荒井公園の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の募集)

第22条 教育委員会は、指定管理者に公民館及び荒井公園の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第23条 第20条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育

委員会に申請しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第24条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により公民館及び荒井公園の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 公民館及び荒井公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第27条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公民館及び荒井公園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 公民館及び荒井公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公民館及び荒井公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第26条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第27条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の管理の基準)

第28条 第20条の規定により公民館及び荒井公園の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合における第3条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定の適用については、第3条第1項中「北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」と、第3条の2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「公民館」とあるのは「公民館（第20条の規定により公民館及び荒井公園の管理及び運営を指定管理者に行わせるものを除く。）」と、第5条第2項中「教育委員会は、公民館の管理上必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公民館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第10条、第11条及び第12条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表第1荒井公園テニスコート使用料の表備考2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人

に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに現状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、公民館及び荒井公園の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。この場合における第17条から第19条まで、別表第1及び別表第3の規定の適用については、第17条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「定めるところにより、使用料」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」と、第18条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項及び同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第19条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表第1地区公民館使用料の表中「地区公民館使用料」とあるのは「地区公民館利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考2中「額は」とあるのは「利用料金の上限額は」と、「団体使用料」とあるのは「団体利用に係る利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考3中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコート使用料の表中「荒井公園テニスコート使用料」とあるのは「荒井公園テニスコート利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコートの表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第3中「陶芸窯使用料」とあるのは「陶

芸窯利用料金の上限額」と、同表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

(北本市学習センター設置及び管理条例の一部改正)

第4条 北本市学習センター設置及び管理条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 学習センターの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学習センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務
- (2) 学習センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学習センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

第20条を第28条とする。

第19条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第27条とする。

第18条を削る。

第17条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「ところにより、使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収入)

第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第26条 指定管理者は、利用権利者が学習センターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

第16条を第23条とし、第15条を第22条とする。

第14条中「学習センターの利用者」の前に「指定管理者又は」を加え、「その利用中に」を削り、同条を第21条とする。

第13条中「復さ」を「復し」に、「同様」を「、同様」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第20条とする。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しななければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第2号中「第9条」を「第16条」に改め、同項第3号中「第10条」を「第17条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市及び指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第19条とする。

第11条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第9条を第16条とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「前項の許可は、当該」を「指定管理者

は、前項の」に、「一に」を「いずれかに」に、「これ」を「当該許可」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第7条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(個人情報 の 適正管理)

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第6条中「(設備及び備品を含む。以下同じ。)」を削り、「教育委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第12条とする。

第5条第3号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、学習センターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第4条の次に次の6条を加える。

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者に学習センターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 学習センターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の

各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 学習センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により学習センターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 学習センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 学習センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 学習センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 学習センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による学習センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項（業務報告の聴取等）

第9条 教育委員会は、学習センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

別表中「第17条関係」を「第24条関係」に、「学習センター使用料」を「学習センター利用料金の上限額」に改め、同表備考1中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考2中「額」を「利用料金の上限額」に、「団体使用料」を「団体利用に係る利用料金の上限額」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(北本市勤労福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北本市勤労福祉センター設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、第1条の規定による改正後の北本市勤労福祉センター設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北本市コミュニティセンター設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、第2条の規定による改正後の北本市コミュニティセンター設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体

の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第4条 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の北本市公民館設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、第3条の規定による改正後の北本市公民館設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第20条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第21条から第24条までの規定の例により行うことができる。

(北本市学習センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第5条 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の北本市学習センター設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、第4条の規定による改正後の北本市学習センター設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市保健センター等設置及び管理条例の一部改正)

第6条 北本市保健センター等設置及び管理条例（昭和53年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

第5条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第15条とする。

第4条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務を行うものとする。

(指定管理者の募集)

第6条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (3) 第5条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況

- (2) センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項  
(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(個人情報 の 適正管理)

第13条 指定管理者は、第5条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第14条 指定管理者又はセンターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(北本市保健センター等設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

等)

第7条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の北本市保健センター等設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、前条の規定による改正後の北本市保健センター等設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第4条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条から第8条までの規定の例により行うことができる。

（北本市立集会所設置及び管理条例の一部改正）

第8条 北本市立集会所設置及び管理条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条を第27条とする。

第16条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第26条とする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「ところにより、使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金の収入）

第24条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第25条 指定管理者は、利用権利者が集会所を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第23条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業

- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
  - (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの
- 第13条を第22条とする。

第12条中「利用権利者」の前に「指定管理者又は」を加え、「その利用中に」を削り、同条を第21条とする。

第11条中「復さ」を「復し」に、「同様」を「、同様」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第20条とする。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しななければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第6条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項第2号中「第7条」を「第16条」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第19条とする。

第9条（見出しを含む。）中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。  
第7条を第16条とする。

第6条第1項中「市長」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同条第2項中「前項の許可は、当該」を「指定管理者は、前項の」に、「一に」を「いずれかに」に、「これをしない」を「当該許可をしてはならない」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「付す」を「付する」に改め、同条を第15条とする。

第5条ただし書中「市長は、事情により」を「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報 の 適正管理）

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第4条ただし書中「市長は、事情により」を「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、」を加え、同条を第12条とする。

第3条第3号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、集会所の管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第2条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 集会所の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 集会所の利用の許可に関する業務

(2) 集会所の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、集会所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の募集)

第5条 市長は、指定管理者に集会所の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 集会所の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 集会所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により集会所の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 集会所の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 集会所の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 集会所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 集会所の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による集会所の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、集会所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき

は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

別表中「第14条関係」を「第23条関係」に、「市立集会所使用料」を「市立集会所利用料金の上限額」に改め、同表備考中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

(北本市集会所設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第9条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の北本市集会所設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、前条の規定による改正後の北本市集会所設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部改正)

第10条 北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 ライブラリーの管理は、法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(指定管理者が行う業務)」に改め、同条中「ライブラリーの事業は、次のとおり」を「指定管理者は、次に掲げる業務を行うもの」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「こと。」を「業務」に改め、同条第4号を次のように改め、同条を第4条とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ライブラリーの運営に関する事務

のうち、教育委員会のみの特権に属する業務を除く業務  
第6条を第22条とし、第4条の次に次の17条を加える。

(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者にライブラリーの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) ライブラリーの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) ライブラリーの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりライブラリーの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) ライブラリーの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に

当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) ライブラリーの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) ライブラリーの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるライブラリーの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項（業務報告の聴取等）

第9条 教育委員会は、ライブラリーの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（休館日）

第11条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、ライブラリーの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（利用時間）

第12条 ライブラリーを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（個人情報 の 適正管理）

第13条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第14条 ライブラリーを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

- (1) ライブラリーの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他ライブラリーの設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第16条 利用権利者は、利用のためライブラリーに特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第17条 指定管理者は、ライブラリーの利用者の遵守事項を定め、ライブラリーの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第18条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はライブラリーの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第15条の規定に違反したとき。
- (3) 第16条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(5) その他不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、ライブラリーの利用を終わったときは、速やかにライブラリーを原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第20条 指定管理者又はライブラリーの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、ライブラリーの設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第21条 ライブラリーの使用料は、無料とする。

(北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置等)

第11条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の規定により行った処分その他の行為は、前条の規定による改正後の北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（以下この条において「新条例」という。）の相当規定により行ったものとみなす。

2 新条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条から第7条までの規定の例により行

うことができる。

議案第71号参考資料

北本市勤労福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（管理）</u> 第3条 センターは、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</p>
<p><u>（職員）</u> 第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1155 916 1984 995">(1) センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務</li> <li data-bbox="1155 1011 1984 1043">(2) センターの施設等の維持管理に関する業務</li> <li data-bbox="1155 1059 1984 1187">(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務</li> </ol>
	<p><u>（指定管理者の募集）</u> 第5条 教育委員会は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な</p>

	<p><u>理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p><u>第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) センターの事業計画書</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。</u></p> <p><u>(3) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u></p> <p><u>(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるもの</u></p>
--	---

であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

<p>(休館日)</p> <p><u>第5条</u> センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が管理上必要と認めた日</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第6条</u> センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p>	<p><u>第10条</u> 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第11条</u> センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、<u>教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第12条</u> センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p>
---	--

第7条 センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。

(1)～(3) 略

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第9条 略

（造作等の制限）

第13条 センターの施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（個人情報の適正管理）

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

（利用の許可）

第15条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第16条 略

（造作等の制限）

第10条 利用権利者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第11条 教育委員会は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 略

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用権利者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第18条 指定管理者は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第19条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第15条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反したとき。
- (3) 第17条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 略

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条

利用権利者は、センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第15条・第16条 略

(使用料)

第17条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第21条 指定管理者又はセンターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第22条・第23条 略

(利用料金)

第24条 利用権利者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

<p><u>(使用料の免除)</u></p> <p><u>第18条 市長は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、特に必要があると認めるときは、その申請により前条の規定による使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p>	<p><u>(利用料金の収入)</u></p> <p><u>第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第26条 指定管理者は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p>
---	--

- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

第20条 略

別表 (第17条関係)

勤労福祉センター使用料

略
---

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを増した額とする。

(利用料金の還付)

第27条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

第28条 略

別表 (第24条関係)

勤労福祉センター利用料金の上限額

略
---

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを増した額とする。

北本市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（管理）</u> 第3条 センターは、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</p>
<p><u>（職員）</u> 第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
	<p>(1) <u>センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務</u>  (2) <u>センターの施設等の維持管理に関する業務</u>  (3) <u>前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の募集）</u>  第5条 <u>教育委員会は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な</u></p>

理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるもの

	<p><u>であること。</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況</u></p> <p><u>(2) センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収入の実績</u></p> <p><u>(3) センターの管理に係る経費の収支状況</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項</u></p> <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p> <p><u>第9条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p>
--	---

<p>(休館日)</p> <p><u>第5条</u> センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) その他教育委員会が管理上必要と認めた日</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第6条</u> センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p>	<p><u>第10条</u> 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p><u>2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第11条</u> センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第12条</u> センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p>
---	---

第7条 センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。

(1)～(3) 略

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第9条 略

（造作等の制限）

第13条 センターの施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（個人情報の適正管理）

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

（利用の許可）

第15条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第16条 略

（造作等の制限）

第10条 利用権利者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第11条 教育委員会は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 略

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用権利者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第18条 指定管理者は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第19条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第15条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反したとき。
- (3) 第17条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 略

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条

利用権利者は、センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第15条・第16条 略

(使用料)

第17条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第21条 指定管理者又はセンターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第22条・第23条 略

(利用料金)

第24条 利用権利者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><u>(使用料の免除)</u></p> <p><u>第18条 市長は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、特に必要があると認めるときは、その申請により前条の規定による使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(利用料金の収入)</u></p> <p><u>第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第26条 指定管理者は、利用権利者がセンターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p>
---	--

<p>(3) <u>市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p>(4) <u>その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第19条</u> 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) センターの管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が利用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>別表（<u>第17条</u>関係）</p> <p><u>コミュニティセンター使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1002 1077 1050"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の<u>使用料の額</u>は、それぞれの<u>使用料の額</u>に50パーセントを増した額とする。</p>	略	<p>(利用料金の還付)</p> <p><u>第27条</u> 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) センターの管理上特に必要があるため、<u>指定管理者</u>が利用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第28条</u> 略</p> <p>別表（<u>第24条</u>関係）</p> <p><u>コミュニティセンター利用料金の上限額</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 1002 1942 1050"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の<u>利用料金の上限額</u>は、それぞれの<u>利用料金の上限額</u>に50パーセントを増した額とする。</p>	略
略			
略			

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第3条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（休館日） 第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) その他教育委員会が管理上必要と認めた日</u></p> <p>（利用時間） 第6条 公民館及び荒井公園の施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。</u> (1)～(3) 略</p> <p>（利用期間） 第7条 公民館の施設等を引き続いて利用することができ</p>	<p>（休館日） 第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、公民館の管理上必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>（利用時間） 第6条 公民館及び荒井公園の施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> (1)～(3) 略</p> <p>（利用期間） 第7条 公民館の施設等を引き続いて利用することができ</p>

る期間は、6日を限度とする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 公民館及び荒井公園の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(3) 略

3 略

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又は公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

る期間は、6日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 公民館及び荒井公園の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 略

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館及び荒井公園の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

<p>(使用料の還付)</p> <p>第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第20条 公民館及び荒井公園の管理は、法人その他の団体であつて、<u>教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にこれを行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>公民館及び荒井公園の施設等の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>公民館及び荒井公園の施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、公民館及び荒井公園の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の募集)</u></p> <p>第22条 教育委員会は、指定管理者に公民館及び荒井公園</p>
---	---

の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第23条 第20条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第24条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 公民館及び荒井公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により公民館及び荒井公園の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 公民館及び荒井公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第27条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 公民館及び荒井公園の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 公民館及び荒井公園の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収入の実績

(3) 公民館及び荒井公園の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公民館及び荒井公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第26条 教育委員会は、公民館及び荒井公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必

	<p><u>要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p><u>第27条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(指定管理者に管理を行わせる場合の管理の基準)</u></p> <p><u>第28条 第20条の規定により公民館及び荒井公園の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合における第3条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定の適用については、第3条第1項中「北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」と、第3条の2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「公民館」とあるのは「公民館（第20条の規定により公民館及び荒井公園の管理及び運営を指定管理者に行わせるものを除く。）」と、第5条第2項中「教</u></p>
--	---

	<p><u>育委員会は、公民館の管理上必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公民館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条ただし書及び第7条ただし書中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第10条、第11条及び第12条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表第1 荒井公園テニスコート使用料の表備考2中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、第21条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに現状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、公民館及び荒井公園の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。この場合における第17条から第19</u></p>
--	--

条まで、別表第1及び別表第3の規定の適用については、第17条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「定めるところにより、使用料」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金」と、第18条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項及び同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第19条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表第1地区公民館使用料の表中「地区公民館使用料」とあるのは「地区公民館利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考2中「額は」とあるのは「利用料金の上限額は」と、「団体使用料」とあるのは「団体利用に係る利用料金の上限額」と、別表第1地区公民館使用料の表備考3中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコート使用料の表中「荒井公園テニスコート使用料」とあるのは「荒井公園テニスコート利用料金の上限額」と、別表第1荒井公園テニスコートの表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」と、別表第3中「陶芸窯使用料」とあるのは「陶芸窯利用料金の上限額」と、同表備考1中「使用料の額」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

第20条～第22条 略

第29条～第31条 略

北本市学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例第4条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（管理）</u> 第3条 学習センターは、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 学習センターの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</p>
<p><u>（職員）</u> 第4条 学習センターに、所長その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。  <u>(1) 学習センターの施設等（設備及び備品を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務</u>  <u>(2) 学習センターの施設等の維持管理に関する業務</u>  <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、学習センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の募集）</u> 第5条 教育委員会は、指定管理者に学習センターの管理を</p>

行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 学習センターの事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 学習センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 前条第1号に掲げる事業計画書により学習センターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 学習センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 学習センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 学習センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績

(3) 学習センターの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による学習センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、学習センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

<p>(休館日)</p> <p>第5条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が管理上必要と認めた日</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 学習センターの施設等(設備及び備品を含む。以下同じ。)を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会が必要と認める</u></p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、学習センターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第12条 学習センターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得</u></p>
---	--

<p><u>ときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p> <p><u>第7条</u> 学習センターの施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、<u>教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第8条</u> 学習センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも<u>同様</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</p>	<p><u>て、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p> <p><u>第13条</u> 学習センターの施設等を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、<u>指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(個人情報の適正管理)</p> <p><u>第14条</u> 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第15条</u> 学習センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</p>
---	--

第9条 略

(造作等の制限)

第10条 利用権利者は、利用のため学習センターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第11条 教育委員会は、学習センターの利用者の遵守事項を定め、学習センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又は学習センターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による制限を守らないとき。
- (4)・(5) 略

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第16条 略

(造作等の制限)

第17条 利用権利者は、利用のため学習センターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第18条 指定管理者は、学習センターの利用者の遵守事項を定め、学習センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第19条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は学習センターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第15条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反したとき。
- (3) 第17条の規定による制限を守らないとき。
- (4)・(5) 略

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

<p>(原状回復)</p> <p><u>第13条</u></p> <p>利用権利者は、学習センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に<u>復さ</u>なければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも<u>同様</u>とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> 学習センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、<u>その利用中に</u>学習センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>第15条・第16条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第17条</u> 利用権利者は、別表に定めるところにより、<u>使用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>(原状回復)</p> <p><u>第20条</u> 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は<u>第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復し</u>なければならない。ただし、<u>教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 利用権利者は、学習センターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に<u>復し</u>なければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第21条</u> 指定管理者又は学習センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、学習センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>第22条・第23条</u> 略</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第24条</u> 利用権利者は、別表に定める<u>額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定め</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>(使用料の免除)</u></p> <p><u>第18条 市長は、利用権利者が学習センターの施設等を利用する場合において、特に必要があると認めるときは、その申請により前条の規定による使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業とする。</u></p>	<p><u>た利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の収入)</u></p> <p><u>第25条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第26条 指定管理者は、利用権利者が学習センターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第24条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p>
---	---

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業  
 (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業  
 (3) 市又は市の教育機関が共催する事業  
 (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 学習センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。  
 (2) 略

第20条 略

別表（第17条関係）

学習センター使用料

略
---

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを加算した額とする。  
 2 中学生以下の者が団体でアリーナを使用する場合

(利用料金の還付)

第27条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 学習センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。  
 (2) 略

第28条 略

別表（第24条関係）

学習センター利用料金の上限額

略
---

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。  
 2 中学生以下の者が団体でアリーナを使用する場合

の額は、団体使用料の2分の1の額とする。

の利用料金の上限額は、団体利用に係る利用料金の上  
限額の2分の1の額とする。

北本市保健センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第6条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（休館日）</u>            第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は事情によりこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u>            (2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>            (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する休館日のほかセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時にセンターの休館日を定めることができる。</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u>            第4条 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを<u>行わせる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u>            第5条 指定管理者は、センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務を行うものとする。</p>

(指定管理者の募集)

第6条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(3) 第5条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況

(2) センターの管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

	<p><u>第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）</u></p> <p><u>(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p><u>(個人情報の適正管理)</u></p> <p><u>第13条 指定管理者は、第5条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p>
--	--

<p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u>。</p>	<p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第14条</u> 指定管理者は、<u>自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>
---	--

北本市立集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
	<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第3条 集会所の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 集会所の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 集会所の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、集会所の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の募集）</u></p> <p><u>第5条 市長は、指定管理者に集会所の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。</u></p>

	<p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p><u>第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 集会所の事業計画書</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 集会所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 前条第1号に掲げる事業計画書により集会所の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。</u></p> <p><u>(3) 集会所の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u></p> <p><u>(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。</u></p>
--	---

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 集会所の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 集会所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 集会所の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による集会所の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、集会所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当

<p>(休館日)</p> <p><u>第3条</u> 集会所の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) その他市長が管理上必要と認めた日</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第4条</u> 集会所を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長は、事情によりこれを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p> <p><u>第5条</u> 集会所を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、<u>市長は、事情により変更する</u></p>	<p><u>でない</u>と認めるときは、<u>その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第11条</u> 集会所の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、集会所の管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第12条</u> 集会所を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>(利用期間)</p> <p><u>第13条</u> 集会所を引き続いて利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、<u>指定管理者が必要と認め</u></p>
--	---

ことができる。

(利用の許可)

第6条 集会所を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事情を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしない。

(1)～(3) 略

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。

第7条 略

(造作等の制限)

第8条 利用権利者は、利用のため集会所に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、市長の承認を受け

るときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(個人情報の適正管理)

第14条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第15条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事情を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第16条 略

(造作等の制限)

第17条 利用権利者は、利用のため集会所に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認

<p>なければならない。</p> <p>(<u>遵守事項及び市長の指示</u>)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、集会所利用者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その利用に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、利用権利者が次の各号の<u>一</u>に該当するとき、又は管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第6条第3項</u>の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(2) <u>第7条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市は、利用権利者が前項各号の<u>一</u>に該当する理由により処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p> <p>(<u>原状回復</u>)</p> <p><u>第11条</u></p>	<p>を受けなければならない。</p> <p>(<u>遵守事項及び指定管理者の指示</u>)</p> <p><u>第18条</u> 指定管理者は、集会所利用者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その利用に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p><u>第19条</u> 指定管理者は、利用権利者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するとき、又は管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第15条第3項</u>の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(2) <u>第16条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号の<u>いずれか</u>に該当する理由により処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p> <p>(<u>原状回復</u>)</p> <p><u>第20条</u> 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は<u>第10条第1項</u>の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくな</p>
---	--

<p>利用権利者は、集会所施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に<u>復さ</u>なければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも<u>同様</u>とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> 利用権利者は、自己の責めに帰すべき理由により、<u>その利用中に集会所の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を滅失若しくは損傷したときは、これを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第14条</u> 利用権利者は、別表に定めるところにより、<u>使用料を納付しなければならない。</u></p>	<p><u>た施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 利用権利者は、集会所施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に<u>復し</u>なければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第21条</u> <u>指定管理者又は利用権利者は、自己の責めに帰すべき理由により、集会所の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を滅失若しくは損傷したときは、これを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第23条</u> 利用権利者は、別表に定める<u>額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>(利用料金の収入)</p> <p><u>第24条</u> <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;"><u>(使用料の免除)</u></p> <p><u>第15条 市長は、利用権利者が集会所の施設等を利用する場合において、特に必要があると認めるときは、その申請により前条の規定による使用料を免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料の還付)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第25条 指定管理者は、利用権利者が集会所を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第23条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は市の教育機関が主催する事業</u></p> <p><u>(2) 市が構成員となっている団体が主催する事業</u></p> <p><u>(3) 市又は市の教育機関が共催する事業</u></p> <p><u>(4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の還付)</u></p>
---	---

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 集会所の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

第17条 略

別表（第14条関係）

市立集会所使用料

略
---

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の使用料の額は、それぞれの使用料の額に50パーセントを加算した額とする。

第26条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 集会所の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 略

第27条 略

別表（第23条関係）

市立集会所利用料金の上限額

略
---

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）の利用料金の上限額は、それぞれの利用料金の上限額に50パーセントを加算した額とする。

北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（公民館等に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例附則第10条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（管理）</u> 第3条 ライブラリーは、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p><u>（職員）</u> 第4条 ライブラリーに、館長その他必要な職員を置く。</p> <p><u>（事業）</u> 第5条 ライブラリーの事業は、次のとおりとする。            (1) 視聴覚教育の奨励に関する<u>こと。</u>            (2) 視聴覚教材教具の整備及び貸出しに関する<u>こと。</u>            (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関する<u>こと。</u>            (4) その他視聴覚教育の振興を図るため、必要な事業に関する<u>こと。</u></p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 ライブラリーの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。            (1) 視聴覚教育の奨励に関する<u>業務</u>            (2) 視聴覚教材教具の整備及び貸出しに関する<u>業務</u>            (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関する<u>業務</u>            (4) 前3号に掲げるもののほか、ライブラリーの運営に関する事務のうち、教育委員会のみ の権限に属する事務を</p>

	<p><u>除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の募集)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、指定管理者にライブラリーの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p><u>第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) ライブラリーの事業計画書</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) ライブラリーの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりライブラリーの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管</u></p>
--	---

	<p><u>理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。</u></p> <p><u>(3) ライブラリーの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u></p> <p><u>(4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) ライブラリーの管理業務の実施状況及び利用状況</u></p> <p><u>(2) ライブラリーの管理に係る経費の収支状況</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるライブラリーの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項</u></p> <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p> <p><u>第9条 教育委員会は、ライブラリーの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況</u></p>
--	---

に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第11条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、ライブラリーの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

	<p><u>(利用時間)</u></p> <p><u>第12条</u> ライブラリーを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを<u>変更することができる。</u></p> <p><u>(個人情報の適正管理)</u></p> <p><u>第13条</u> 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p><u>第14条</u> ライブラリーを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>2</u> 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。</p> <p><u>(1)</u> ライブラリーの管理上支障があると認められるとき。</p> <p><u>(2)</u> 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p><u>(3)</u> その他ライブラリーの設置の目的に反すると認められるとき。</p> <p><u>3</u> 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</p>
--	--

	<p><u>(利用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p><u>第15条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(造作等の制限)</u></p> <p><u>第16条 利用権利者は、利用のためライブラリーに特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(遵守事項及び指定管理者の指示)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、ライブラリーの利用者の遵守事項を定め、ライブラリーの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</u></p> <p><u>第18条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はライブラリーの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 第14条第3項の規定による条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 第15条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第16条の規定による制限を守らないとき。</u></p>
--	--

	<p><u>(4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。</u></p> <p><u>(5) その他不正な手段によって利用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(原状回復)</u></p> <p><u>第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 利用権利者は、ライブラリーの利用を終わったときは、速やかにライブラリーを原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第20条 指定管理者又はライブラリーの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、ライブラリーの設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p>
--	--

<u>第6条</u> 略	<u>第21条</u> ライブラリーの使用料は、無料とする。 <u>第22条</u> 略
--------------	---